

KCNでんき「電気需給契約」重要事項説明

KCNでんき(以下、「本サービス」といいます。)のご契約にあたり、ご確認いただきたい事項を説明しております。

内容につきましてあらかじめご了承ください、お申し込みください。

本サービスについて

- 本サービスは、大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0048)(以下、「大阪ガス」といいます。)が提供する電気を、近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下、「当社」といいます。)が取次により、お客さまに供給するサービスです。
- 電気需給契約は、お客さまと当社との間で締結されます。料金請求は当社が行います。
- 本サービスにおける料金メニューおよび契約条件等は、当社が定める電気供給(取次)約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づきます。

【事業者および取次事業者】

小売電気事業者	大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0048) 住所:大阪府大阪市中心区平野町四丁目1番2号
取次事業者	近鉄ケーブルネットワーク株式会社 住所:奈良県生駒市東生駒1丁目70番地1

【お問い合わせ窓口】

お申し込み・お問い合わせ・ ご契約後の各種お手続き (取次事業者)	・KCNお客様センター 0120-333-990(9:30~17:30 年中無休)
(小売電気事業者)	・大阪ガス グッドライフコール 0120-000-555(9:00~19:00 年中無休)

個人情報の取扱いについて

- お客さまは、当社がこの供給約款に基づく電気供給の取次を行うために必要なお客さまの氏名、住所、電話番号等の情報を、大阪ガスに第三者提供することについて同意するものとします。大阪ガスは、取得したお客さまの情報(当社が大阪ガスの委託先として取得したお客さまの情報を含む)を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.osakagas.co.jp/info/privacy.html>)に

従って取り扱います。

- 大阪ガスは、お客さまから取得した本サービスの契約・料金に関する情報および問い合わせに関する情報等を、当社に提供することがあります。当社は、取得したお客さまの情報を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.kcn.jp/privacy/policy/>)に従い、プライバシーポリシーに記載の利用目的の範囲内で取り扱います。なお、お客さまからの同意取得は当社が大阪ガスを代理して行います。

申込みについて

- 本サービスは、当社の店舗または訪問による対面受付等によりお申し込みいただけます。
- 当社は電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況その他によってやむを得ない場合および当社が適当でないと判断した場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更する場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行します。

契約内容について

- 契約内容の詳細は電気供給約款によるものとします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明および電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 電気供給約款または電気需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものとします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年

月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載するものとします。

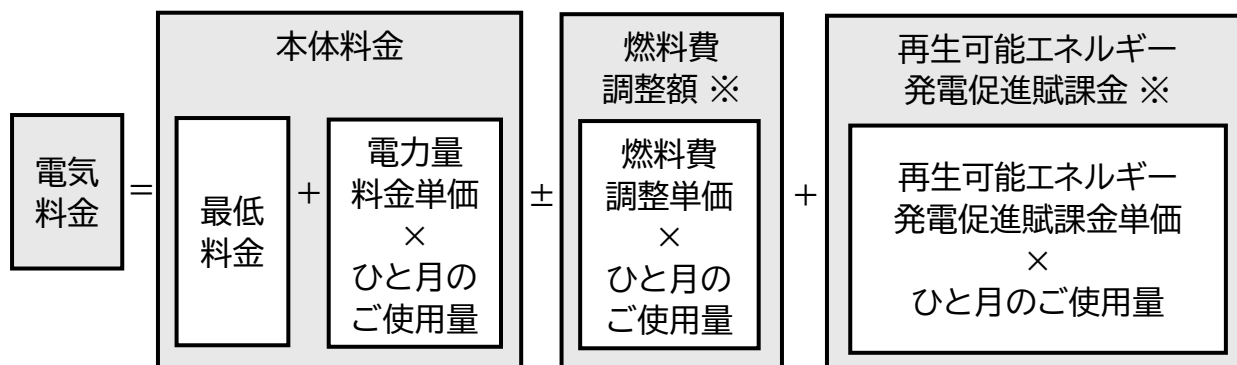
- 電気供給約款または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明するものとします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。

供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせします。
- 他社から切り替える際の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合は申込みから3～4週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合は申込みから3週間～1ヵ月半後となります。
- 手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日に変更となる場合があります。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置します。
- 供給開始予定日より前に申込みをキャンセルする場合は、供給開始予定日の7日前までに当社へお申し出いただく必要があります。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減します。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※ 最低料金分については、最低料金に適用される燃料費調整額および再生可能エネルギー

一発電促進賦課金をお支払いいただきます。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなることがあります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

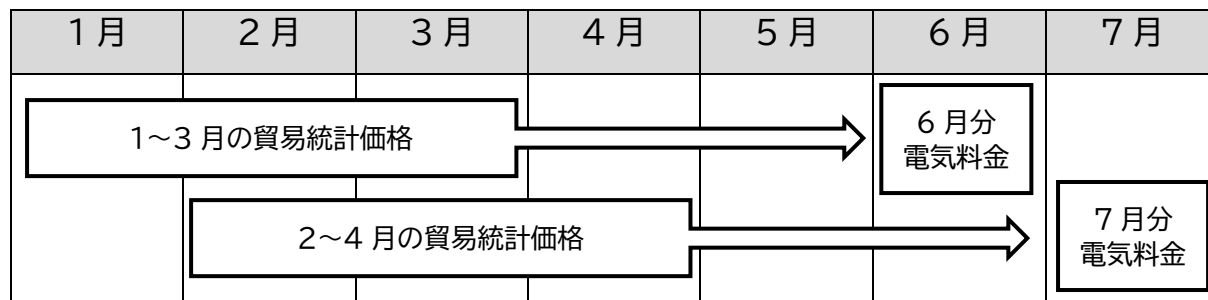
料金の算定方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り、電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定します。
- 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間とします。
- 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合および前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定します。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、当社のマイページでご確認いただけます。
- 電気料金は電気供給約款に定める方法(口座振替、クレジットカード払い)で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息をお支払いいただきます。
- 支払期日を経過してもなお料金、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等、電気供給約款で定める一定の事由に該当する場合は、当社は15日前を目安に通知のうえ電気需給契約を解約することがあります。電気需給契約の解約に先立ち当社が請求書を発行する場合、請求書等発行手数料として1通につき440円(税込)をお支払いいただきます。

燃料費調整について

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映します。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映します。

【料金への反映タイミングについて(例)】



- 燃料費調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき算定します。算定方法および基準単価等については、電気供給約款をご確認ください。
- 燃料費調整の上限はありません。

契約の変更および解約について

- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更する場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます(当社への解約のお申出は不要です)。
- 契約の変更や解約を希望する場合は、当社までご連絡ください。転居等により解約する場合は、解約を希望する日の 15 日前までにお申し出いただく必要があります。
- クーリング・オフにより契約を解除した場合や、当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止しますので、他の小売電気事業者へお申し込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申し込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知せず需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合、当社他サービスをすべて解約した場合等には、当社は電気需給契約を解約することがあります。

その他(供給条件等)

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、周波数は標準周波数60ヘルツとなります。
- お客さまが新たに電気を使用する場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときまたは新たな電気の使用等に伴わないでお客さまの希望によって供給設備を変更するときは、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金として当社にお支払いいただきます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社

は損害賠償責任を負わないものとします。

- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器を使用している等、停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生することがあります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となることがあります。

料金の詳細

- 料金単価等の詳細は、電気供給約款をご確認ください。

(KCN でんき)

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		517 円 25 銭
電力量 料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 99 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 25 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 09 銭

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

2026 年 7 月 27 日版